

【指定検査機関】

11 条法定検査受検推進及び単独処理浄化槽の現状と課題

一般財団法人静岡県生活科学検査センター
施設検査管理部長 谷野 敏幸

1. 当法人の概要

(1) 設立趣旨

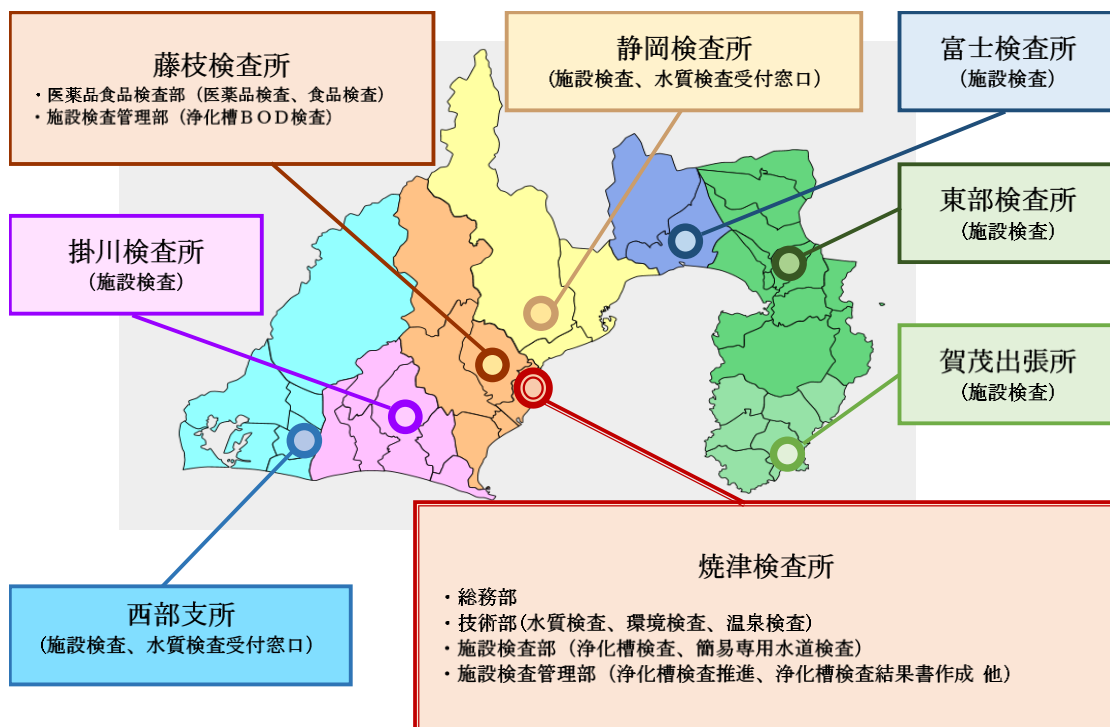
環境衛生の向上を図るために必要な検査、調査及び研究並びに啓発を行うことを目的として、静岡県と静岡県薬剤師会の寄付行為により昭和 47 年に設立された。

(2) 業務内容

- 1) 水質検査 : 水道水 建築物飲料水 学校飲料水 プール水 浴槽水
飲用水 食品営業・製造・加工業用井戸水
- 2) 医薬品検査 : 理化学試験 微生物試験 安定性試験
- 3) 環境検査 : 河川水 排水 地下水 土壌 シックハウス
- 4) 食品検査 : 理化学検査 微生物検査
- 5) 温泉検査 : 温泉成分分析検査 飲用に係る追加試験 飲用に係る細菌試験
可燃性天然ガス
- 6) 施設検査 : 新設浄化槽の検査(7 条) 既設浄化槽の定期検査(11 条)
簡易専用水道検査(現場検査 書類検査)
(※浄化槽法に基づく県内唯一の法定検査機関)

(3) 組織

<検査所：県内 7 検査所、1 出張所 職員数：138 名 令和元年 9 月 1 日時点>



2. はじめに

静岡県では浄化槽が約 50 万基設置されているが、平成 20 年代前半の法定検査受検率は 11 条受検率が 4%から 6%と全国最下位で、この改善が喫緊の課題であった。そこで、平成 25 年度から静岡県くらし・環境部主導による『浄化槽法定検査周知強化事業（以下「周知強化事業」という。）』がスタートし、翌年度からは当センターがこの事業を引継ぎ、県及び浄化槽関係団体との協働により取り組んでいる。

その結果、平成 30 年度の 11 条受検率が 19.7%（暫定）と、平成 24 年度（周知強化事業開始前）との比較で約 3 倍に伸ばすことができた。検査基数は 97,549 基と、平成 24 年度との比較で約 2.5 倍に増加した。

その一方で、単独処理浄化槽（以下「単独」という）の受検率は、平成 30 年度で 2.3%（暫定）と低迷している。その理由は、浄化槽台帳が整備段階であり、推進事業が有効に行い難いことが主な要因であるが、単独から合併処理浄化槽（以下「合併」という）への転換が、管理者の単独に対する問題意識が十分でなく、合併への転換が大きく進まないことも要因の一つである。そこで、今後の合併への転換の推進に当たり参考とするため、平成 29 年度の 11 条検査実施時に、単独の浄化槽管理者に対し合併転換に関するアンケート調査を行った。11 条検査の受検推進（内容、成果）と併せて報告する。

3. 受検推進活動の内容

平成 25 年度に新たに周知強化事業等を担うため、従来の検査日程作成等の部門に加え、受検推進に特化した部門として「検査推進課（職員数 9 人）」を新設した。

現在、取り組んでいる主な受検推進業務を以下に示した。

（1）周知強化事業

当センターの受検歴から作成した台帳（約 12 万 6 千基）を基に、検査依頼がない施設に、DM 発送（年間約 2 万通）及び電話（年間約 3 万 6 千件）による推進を行っている。

DM 発送は、県の封筒を使用し、法定検査受検の通知文、法定検査継続依頼申込書、約款、返信用封筒、浄化槽の適正な維持管理について（県のパンフレット）、浄化槽 Q & A（リーフレット）を封入している。DM 発送後、未依頼施設には概ね 10 日後に電話による推進を順次行っている。

（2）11 条検査推進

平成 29 年度には、県が作成した平成 14 年度以降の「新規設置台帳」に収載されている浄化槽（約 10 万基）と当センターの台帳を突合し、当センターの台帳に収載されていない浄化槽約 11,000 基を特定した。また、建売住宅等で現管理者が不明である施設については、平成 30 年度から四半期毎に県浄化槽担当課に「登記簿調査」を依頼する体制を整え、管理者を効率的に特定した。その上で対象施設へ DM 発送を行い、その結果約 1,300 件の依頼を得た。同様の作業により、平成 30 年度には約 740 件の依頼を得た。

この取組みは、検査を受検している管理者から多く聞かれる「同時期に建築した近所には来ないが、自分にだけには DM が届いた」等の不公平感を払拭することも目的として実施した。令和元年度は、県が単独も含めた設置台帳の整備を開始し、これに合わせ、整備された市町の浄化槽管理者への DM 発送を 8 月から開始した。

(3) 政令市・権限移譲市の推進事業

政令市2市（静岡市、浜松市）及び県からの権限移譲市2市（沼津市、富士市）での受検推進方法は市により異なる。当センターでは、各市からの依頼に基づき、市の封筒を使用した受検案内の発送（年間約5千通）や電話推進等を担っている。

(4) 関係機関との連携

年度初めに各市町を訪問し、広報誌への掲載を働きかけ、掲載されるタイミングでのDM発送や、行政・関係機関との協働による戸別訪問や巡回指導を行っている。

また、関係団体との連携を推進するため、県担当課、浄化槽協会、清掃団体との定期的な協議の場を設けている。現在、浄化槽関係団体と当センターとの連携事業として、保守点検時または清掃時に法定検査が未受検である施設に対し、検査案内資料一式「案内文、法定検査受検の通知文、法定検査継続依頼申込書、約款、返信用封筒、浄化槽の適正な維持管理について（県のパンフレット）」の配布を依頼している。単独の施設に対しては、合併への転換リーフレットも同封している。

4. 本県における法定検査受検率の推移

11条検査の実施基数と受検率の推移を図1に示した。

平成25年度の「周知強化事業」の開始以来、受検基数が増加している。

平成30年度の検査基数は、同事業開始前の平成24年度との比較で59,263基増加している。

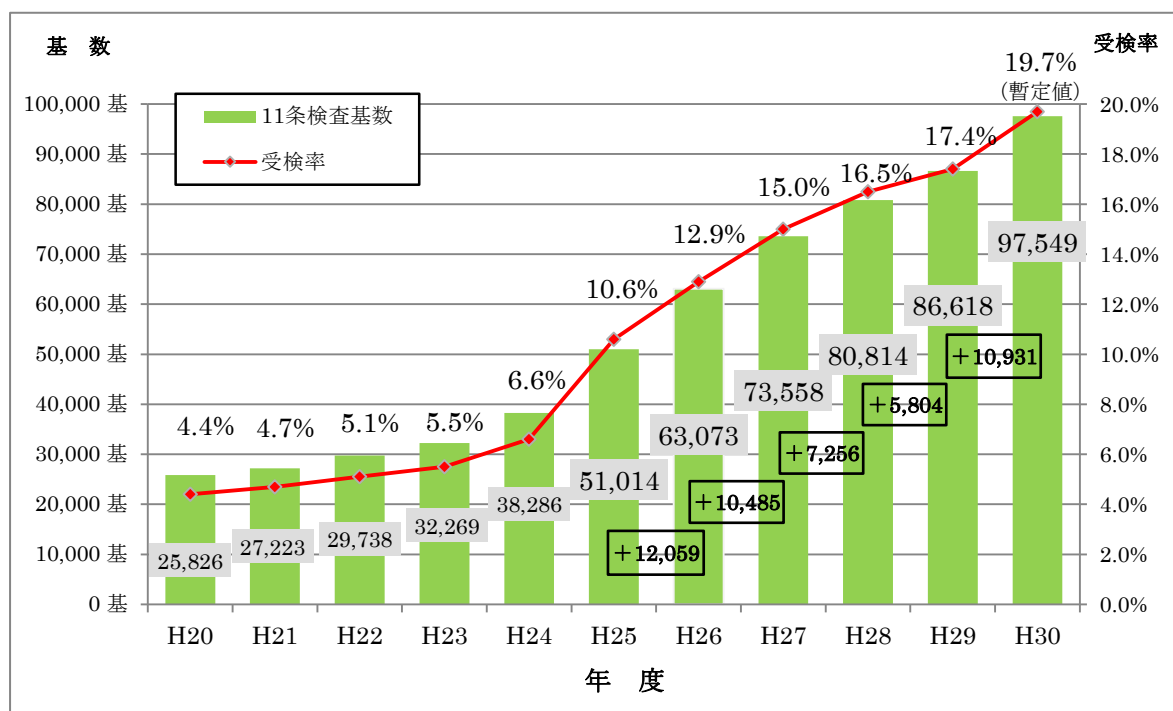


図1 11条検査の実施基数と受検率の推移

5. 推進結果

- (1) 周知強化事業では、平成 25 年度から平成 30 年度の 6 年間に、約 12 万通の DM 発送と約 22 万回の電話推進を行い、約 2 万 3 千基の依頼を得た。従前から頑なに検査を拒否していた管理者であっても、電話による丁寧な説明を受け理解を頂けたケースも多くあった。検査の推進を漏れなく図るためには、今後も継続して作業を行う必要がある。
- (2) 政令市及び権限移譲市の推進事業では、平成 29 年度に約 3,300 件の DM 発送を行い、800 件近い検査依頼を得た市があった。また、平成 30 年度には、約 2,700 件の DM 発送を行い、約 540 件の検査依頼を得た市もあった。
周知強化事業と同様に、今後も継続して行う必要がある。
- (3) 平成 30 年度の法定検査受検率は 19.7%（暫定値）に向上し、このうち、合併については 50%を超える状況となった。DM 発送や電話などによる推進事業により、把握できる合併の管理者に対しては一通り周知を図ることができた。

6. 課題

現在の受検推進の対象は主に合併となっているが、県内の浄化槽設置基数約 50 万基のうち合併は約 17 万基であり、残る約 33 万基は単独である。合併については年々受検率が向上しているが、単独については前述のとおり台帳整備が十分でないため周知ができていないのが現状である。併せて、単独から合併への早期転換が進まないことも課題となっている。その理由として、管理者の単独に対する問題意識が十分でないことが考えられたため、単独の管理者や施設の担当者に無記名での聞き取り調査を行い、合併への転換に対する意識調査を行った。

7. 調査内容と結果

- (1) 単独の管理者等に対するアンケート調査結果は図 2～図 4 のとおり
(回答数 153 件)

1) 図 2 では合併へ転換する予定はあるか？ また、「予定なし」の場合は「今後転換したいと思うか」の質問に対して「合併に転換する予定あり」との回答があったのは 10 件であり「転換したいと思う」との回答 25 件を合わせても 35 件（約 23%）で、転換に対して前向きな回答は少なかった。

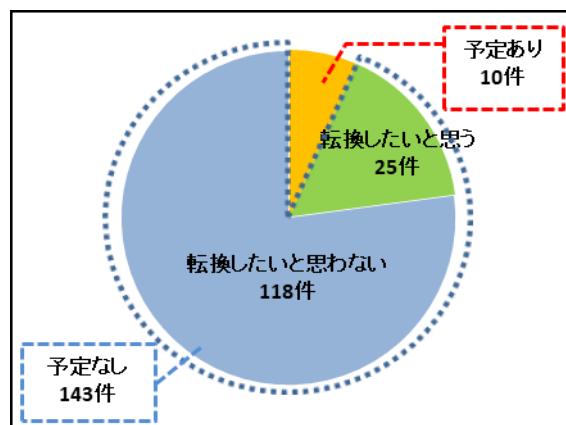


図 2 合併への転換予定について

2) 図2で「転換の予定あり」と回答した10件に対し、図3「合併への転換理由は？」の質問をしたところ、回答の全てが老朽化に伴う転換であった。しかし、その一方で単独の法定検査結果から「漏水」等が指摘されいながら、数年間修理せずに使用している施設も存在した。

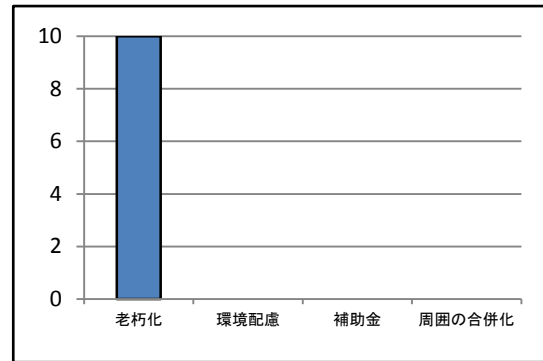


図3 合併への転換理由について

3) 図2で「転換したいと思わない」と回答した118件のうち、図4の転換しない理由は、「まだ使える、困っていない、費用が掛かる」との回答が多かった。また、単独は設置後長期間経過している施設のため、管理者が高齢者で多くが転換に対し消極的だった。

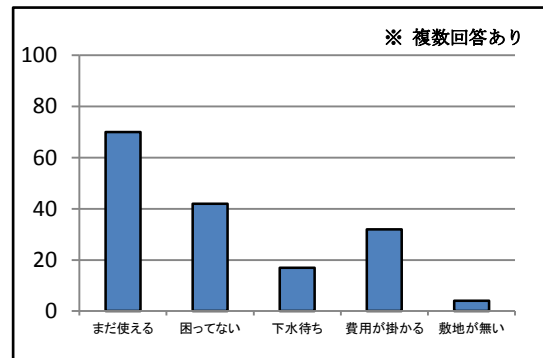


図4 転換しない理由について

(2) 考察

アンケート全体の結果としては、合併への転換の意識は低いと言わざるを得ない。合併の性能や環境面での必要性は理解していても、転換には多額の費用が掛かり踏み切れないとの回答もあった。

また、自宅が「合併」か「単独」のどちらが設置されているのか分からない、或いは「合併」と「単独」の違いを知らない管理者も散見されるなど、浄化槽そのものに対する知識や理解が不足している実情も確認された。

8. まとめ

受検率の向上については、保守点検業者、清掃業者及び行政機関の皆様から協力をいただき、平成25年度に開始した「周知強化事業」に6年間取り組んだ結果、平成30年度の11条検査受検率（暫定値19.7%）は、周知強化事業開始前の平成24年度の受検率（6.6%）の3倍にまで伸ばすことができ、全国最下位を脱出することができた。しかしながら、未だ全国平均を大きく下回る状況であるため、今後も関係機関との連携により、未受検施設に対しての啓発を進めていく。

単独については、合併への転換に対する設置補助金の変更・見直しを行う市町もあることから、法定検査の際に単独の管理者に対し合併への転換の必要性を説明し、併せて、県の合併転換リーフレットを配布している。今後も、法改正の具体的な動向を見据えつつ、合併転換への意識向上を図るため、行政や浄化槽関係団体と連携し対応していく。